

# 戦争・死刑と国家。そして国家と人民 (107)

(Eメールニュース「みやぎの九条」2018年11月15日号)

小田中 聡樹

(東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号は2016年10月に生じた諸問題の続きです。今回は沖縄問題と原発問題を解明します。原発問題は次号にも本号の「続き」を掲載します。)

## II 沖縄問題

(1) ①10月14日、安保破棄中央実行委員会は、東京都内で開いた常任幹事会で、沖縄に連帯する活動についての議論を行い、その中で東條英男事務局長が次の点を報告した(赤旗10月16日)。

“沖縄・高江のヘリパッド・オスプレイパッド(着陸帯)建設につき、安倍首相が所信表明演説で工事推進を強調するなか、現場では碎石などが従来の数倍ものものが搬入されたり、専用道路がつくられ、一万本以上の樹木が伐採されようとしていることを指摘し、この暴挙を止めるため全国で世論を高めよう”、と。

②①10月14日、「辺野古新基地を造らせないオール沖縄会議」は、北谷町で過剰警備問題(高江の米軍オスプレイ・ヘリパッド建設をめぐる)について、県側弁護団の仲西弁護士と大城渡上級准教授の講演会を開催した(10月16日赤旗)。

③仲西弁護士は、福岡高裁判決が、行政庁が前の処分を自ら取り消すことができるのは前の処分が裁量の逸脱・乱用があり違法なときだけだ、としている点を批判した。

その理由は、不当な場合にも取り消せるとした最高裁判例に反していること、そうだとすると公益実現のために行った翁長知事の埋立て承認取消しの際の裁量による判断を無視している、とするものであった。

また大城上級准教授は、高江での過剰警備は警察権の濫用であり、警察活動が政府の国策強行の手段や道具とされることを、強く批判し糾弾した。

④10月15日、高江の米軍オスプレイ建設工事中の中止を求める集中行動がN1ゲート前で行われ、抗議集会には250人が参加し、トラックによる工事砂搬入を断念させた(10月16日赤旗)。

⑤10月21日午後2時、機動隊が、沖縄防衛局と林野庁職員と共に東高江のN1地域裏テントに家宅捜索に入った。なお、押収物はなかった(10月22日赤旗)。

⑥①10月28日、沖縄県議会は、抗議案・意見書案を可決した(10月29日赤旗)。

⑥抗議の内容は、機動隊員がアメリカ軍北部訓練場のヘリパッド建設工事に反対し抗議活動を行っている住民に対し「土人」「シナ人」という差別発言を行った問題について、“この一連の発言に対し、県内外から多数の非難が出ており、不信感が広がっている事実を警察関係者は真摯に受け止めるべきである”、と抗議すると共に、再発防止を要請するものであった（なお、自民会派は単独で差別発言を庇う意見書案を提出したが、否決された）。

## 第二章 核禁止と原発

### I 核禁止問題

(1) ①9月30日、認可法人・原子力発電環境整備機構（NUMO）などの活動が妥当かどうかを評価する内閣府原子力委員会の専門部会は、評価報告書をまとめた（10月1日朝日新聞）。

②もともと安倍政府は、2015年5月、核のゴミの最終処分地選定については、公募方式（地方自治体の受け入れ表明を待つ方式）をやめ、国が「科学的有望地」をいわば上から提示するという基本方針を決定し、処分方法は地下300メートルより深い地層に埋める地層処分を採用し、この処分方針を全国シンポジウムや自治体への説明会で説明してきた。

③この度の評価報告書によれば、大要、次のことが指摘されている。

①処分地を受け入れる地域との関わりで「国民的議論」が喚起されているとは言い難いこと。

②地層処分が最も信頼できる処分方法か、日本で安全に処分できる適地があるか、についてのNUMOのアンケート調査で否定的意見が肯定的意見を上回っており、諸活動が有効性の向上に結びついているかを示すのは難しいこと。

③また国が“科学的有望地”を年内に示すことについて、その要件・基準を注意深く設定することや、政府が国民や地域住民に向き合い対話を重ねることが不可欠だとしていること。

④要するに、この報告は、核のゴミの最終処分地の選定につき、国民・地域住民の合意が未形成であることを認め、暗に上からの選定方式の限界を指摘・批判したものとして受け止めるべきであると考え

(2) ①第71回国連総会（於ニューヨーク・国連本部）は、2016年10月3日から議論の場を各委員会に移した。

そのうち軍縮・国際安全保障問題を取り扱う第一委員会の最大の議論の焦点は、オーストリアなど6ヶ国が提示した核兵器禁止条約の交渉を始める国連会議を来年（2017年）招集するとする決議案であ

る。しかし、5核保有大国（米英仏中ロ）は、2016年9月15日の共同声明で、“ステップ・バイ・ステップ（一歩ずつ）のアプローチを追求し続ける。それこそが唯一の現実的な道だ……核弾道の維持と備蓄は核不拡散条約（NPT）とCTBT（包括的核実験禁止条約）の目的と両立する”という理屈を主張し、非同盟諸国と南米諸国連合（南米12ヶ国でつくる）と新アジェンダ連合（6ヶ国で構成する）とが主張する核兵器禁止条約の早期締結交渉開始を求める動きと対立している（10月3日・15日赤旗）。

②10月17日、国連第一委員会は、核兵器に関する討議を終えた。

その中で明らかになったのは、オーストリアが主導し、共同提案国約39ヶ国（ただし日本は入っていない）、圧倒的多数の支持する決議案（核兵器禁止条約につき国際会議を2017年に招集する）をめぐり、国連加盟国（193ヶ国）の約3分の2を占める非同盟諸国をはじめとする圧倒的多数の国が支持しているのに対し、核保有5大国とその核の傘の下にある国々とが抵抗している構図である（10月19日赤旗）。

③では安倍政府は、どのような対応をしているか。佐野国連大使は、“核保有国と非核保有国の建設的な協力を通じた実際的で具体的な措置が唯一の効果的方法だ”として、核兵器禁止条約の交渉開始を求めなかった。（前掲赤旗）。

このような安倍政府の消極的態度の基調をなしているのが「核抑止論」だと思われることを記しておきたい。

(3) ①2016年10月26日付朝日新聞の報道によれば、核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議案が10月27日にも国連総会第一委員会で採択される可能性が濃厚となった。

②この決議案は、メキシコ、オーストリアが主導し、核兵器の使用を禁じる「法的措置」の2017年の交渉開始を決定するというものである。193の国連加盟国の多数を占める途上国の大半が賛成し、多数を占める勢いである。そのため中国を除く核保有国は途上国への説得工作を強めており、その効果のためか途上国の中にはその態度を変え始めた国もあり、その一部の国では、一国でも反対すると条約の成立を阻止できる「全会一致」を交渉の原則として決議案に盛り込むよう求めているという。

③それでは、このような動きのなかにあつて日本＝安倍政府はどのような態度をとっているのか。政府関係者は、“ぎりぎりのタイミングまで（態度を）決めるのは難しい”と話している。

アメリカの核の傘の下にある政府としてはその傘を最大限利用する政策をとり続けることに狙いがあると思われる。

(4) ①10月27日、参院外交防衛委員会で、井上哲士議員（共産党）は、アメリカが“核抑止力に影響が及ぶ”としてNATO（北大西洋条約）諸国に対し決議案採択への反対票と交渉不参加とを強く求める書簡を配布し日本にも同様の圧力をかけたとする報道を取り上げ、“被爆者の悲願ともいえるこの決議に……日本は不賛同の立場をとるのか”と質したのに対し、岸田外相は、決議案について“わが国が不賛同を決めたという事実はまだなく、引き続きぎりぎりの調整を行っている”と答弁した（10月28日赤旗）。

②この答弁の意味することは何か。安倍政府は賛成することへの明言を避けたことであり、消極的反対ということである。

(5) ①2016年10月27日、国連総会第一委員会は、核兵器禁止条約についての決議案を賛成123ヶ国、反対38ヶ国、棄権16ヶ国で採択した（共同提案国は最終的には57ヶ国）（10月29日赤旗）。

その決議案とは、“核兵器を禁止し、完全廃絶につながるような法的措置を…交渉するために…国連の会議を2017年に招集するように決定する”とし、すべての国連加盟国に参加を促すものである。

なお、会議は2017年3月27日から3月31日、6月15日から7月7日の2会期にニューヨークで開催、国際機関や非政府組織（NGO）など市民社会も参加、会議の進捗状況について第72回国連総会に報告書を提出する（前掲赤旗）。

②ここで賛成した国、反対した国、棄権した国の一覧表を摘記する。

**賛成 123ヶ国** メキシコ、オーストラリア、エジプト、南アフリカ、スウェーデン、北朝鮮、中南米、東南アジア諸国など

**反対 38ヶ国** 米国、英国、フランス、ロシア、イスラエル、日本、韓国、オーストラリア、ベルギーなど

**棄権 16ヶ国** 中国、インド、パキスタン、オランダ、スーダン、ニカラグアなど

③私たちにとって重要なのは、安倍政府が棄権どころか核大国なみに反対の立場に立ったことである。

では反対の理由は何か。岸田外相が10月28日及び10月30日、記者会見で語ったことを摘記すれば、次の通りである（前掲赤旗）。

“核兵器のない世界を実現するためには、核兵器国と非核兵器国との協力による具体的な、実践的な措置の積み重ねが不可欠だ。決議は双方の対立を一層助長し亀裂を深める”、と。

④しかし、この説明は、第一に唯一の被爆国としての市民社会の立場・見解が表明されていないこと、第二に仮に棄権の理由にはなるとしても反対の理由にはならないことは誰の目にも明らかである。

⑤長崎の被爆者5団体（県被爆者手帳友愛会、長崎原爆被災者協議会、長崎原爆遺族会、県原爆者手帳友の会、県平和運動センター被爆者連絡協議会）が10月28日に抗議声明を出し、首相官邸と外務省に送付したのは当然の行動である。

## II 原発問題（I）—— 推進の動き ——

（1）①2016年9月3日に内閣府原子力委員会専門部会（部会長浜田純一前東大総長）は、原発事故を起こした原発事業者の損害賠償責任の範囲を、無限とするか（現行法）、有限とするかの審議を始めるとした（10月2日朝日新聞）。

②そのうち有限責任案は、①事業者負担に相当高額の責任限度額を定める、②上回った場合、事業者に過失があれば残りを事業者が負担、③自然災害では過失に応じ「国の補償」を追加する（補償は、一般税による負担、電気料金による消費者負担とする）、というものである。

③この有限責任案の問題点は、両案を提示した内閣府によれば、過失の認定に時間がかかり賠償手続きに支障が生ずることなどである。④事業者責任が軽くなることで安全対策が薄れる恐れがあること。

④無限責任案については前掲朝日の見方によれば、例えば福島事故クラスの事故の備えとしては現行の保険などでは少な過ぎること、他方ではその大規模化には事業者や保険会社の反撥が予想されることなどである。

⑤なお福島事故（すでに6兆円支払われた）は今回の審議（見直し）の対象外という。

⑥今回の二つの案のうち有限責任案は、原発事業者、保険会社、銀行など原発事業体（及び安倍政府）の志向するものと思われる。

それだけではない。この有限責任案は、実は国の責任免除案なのである。なぜならば、事業者の過失の認定は自然災害の場合には一般的にみて不可能と思われるからである。

⑦⑧10月3日の専門部会で、加藤康彦氏（経団連・三井造船会長）は、有限責任化を主張し、「（事務局が示した検討案の図は）経団連の主張に近い」と述べた。また市川昌久氏（日本商工会議所）などから、原発推進を前提に検討するよう要望する意見が出された。

これに対し、大塚直早稲田大学教授は、“有限責任にすると原発の安全投資に影響する……全体として無限責任を維持することが必要である”と述べた（10月5日赤旗）。

⑥ 正当な意見である。

(2) ① 10月5日、経産省は、「東京電力改革・1F問題委員会」（略称・東電委員会）の初会合を非公開で開いた。同委員会は、東京電力ホールディングス（HD）の「経営改革」とともに東電が負担する福島第一原発の廃炉費用の支援のあり方などの検討に入り、年内をメドに提言案をまとめるという（10月6日赤旗）。

② 同日（10月5日）、同省の別の作業部会も初会合を開き、原発の廃炉費用について、すべての国民に負担を求める仕組みを検討する議論を始めた（10月6日赤旗）。

③ これらの動きの意味することは、原発廃炉の費用を国民＝利用者に転嫁し押し付けようとする事である。

(3) ① 安倍政府は、10月5日の前記「東電改革・1F問題委員会」（福島問題）の初会合に提出した政府資料に次のことを明記した。

“東電改革の姿は、電力産業の将来を示し…福島復興、原子力事業、原子力政策の根幹的課題…（経営改革の）果実をもって…福島への責任を果たし、国民に還元する”と。

② 要するに安倍政府の原子力政策の根幹は、経営改革こそが最優先的課題であるというのである（10月15日赤旗）。

③ その経営改革の一つとして位置づけられているのが柏崎原発（新潟県）の再稼働である。

この点を指摘した立石雅昭新潟大学名誉教授（新潟県「原子力発電所の安全管理に関する技術委員」）の談話を掲記する（前記赤旗）。

「東電委員会」の資料は、あたかも東電の経営状況の改善が、原発事故の被災者への賠償や福島の復興に欠かせず、その経営改善のために柏崎刈羽原発の再稼働が必須であるかのようにうたっていますが、本末転倒です。福島事故への責任を全うするというなら、東電は事故の収束・廃炉に全力を傾注すべきです。……福島事故の際のメルトダウン公表にかかわる東電の隠蔽は、東電への不信を県民に広げました。東電の企業文化を改善し、柏崎刈羽原発の再稼働で経営改善を進めようとする「東電委員会」の計画は、多くの福島県民の願いに背くものであり、新潟県民としても受け入れられません。

(以下次号)

•